

藤枝市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務取扱要領を次のように定める。

藤枝市長 北村正平

藤枝市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、藤枝市（以下「発注者」という。）と建設工事請負契約を締結している請負事業者のうち、中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数 1,500 人以下の建設業者（以下「債権譲渡人」という。))が、地域建設業経営強化融資制度（平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号、国総建整第 154 号都道府県知事あて国土交通省建設流通政策審議官通知に基づくもの。以下「本制度」という。）を利用する場合における藤枝市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書きに基づく債権譲渡承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 債権の譲渡を承諾する対象の工事は、発注者が発注する建設工事とする。ただし、下記の工事については対象外とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等により工期が複数年度にわたる工事（最終年度であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事及び債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが 1 年未満の工事を除く。）
- (3) 発注者が役務的保証を必要とする工事
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（第 167 条の 13 で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (5) 請負者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第 3 条 譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合における検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

2 工事請負契約が解除された場合においては、出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

3 変更契約により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡人と債権譲受人との間の債権譲渡契約証書の請負代金額及び債権譲渡額は変更後のものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高が、発注者により2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の規定による承諾に当たっての工事の出来高の確認については、工事履行報告書(第1号様式)の受領をもって足りるものとする。

(債権譲受人)

第5条 債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る債権譲渡人への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、債権譲渡人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の承諾基準)

第6条 債権譲渡は、別表の各項目全てが確認された場合に承諾するものとする。

(債権譲渡の承諾手続き)

第7条 発注者は、債権譲渡の承諾に当たっては、債権譲渡人から次の申請書類等を提出させるものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(第2号様式) 1通

(2) 債権譲渡人と債権譲受人の締結済の債権譲渡契約証書の写し 1通

(3) 工事履行報告書(第1号様式) 1通

(4) 発行日から3ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

(5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

2 債権譲渡の承諾は、提出された申請書類等の提出を受けた後、第6条別表の事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書(第3号様式)2通を債権譲渡人に交付するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 発注者は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は第7条に規定する提出書類等の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、債権譲渡の承諾を行わないものとする。

2 前項の場合において、発注者は、速やかに承諾しない旨及びその理由を債権譲渡人に連絡するものとする。

(融資時の出来高確認)

第9条 融資時の出来高確認は、債権譲受人が行うものとする。

(債権譲受人からの融資実行報告)

第10条 本制度により、債権譲渡人及び債権譲受人が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合は、融資実行報告書(第4号様式)を発注者に、速やかに提出するものとする。

2 前項の報告書には、債権譲渡人が債権譲受人へ提出した支払状況・支払計画書(第5号様式)の写しを添付するものとする。

(工事請負代金の支払)

第11条 発注者は、債権譲受人からの工事請負代金の請求に当たっては、次に掲げる書類を提出させるものとする。なお、債権譲受人は約款第31条第2項又は第46条第1項に規定する検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものとする。

(1) 工事請負代金請求書(第6号様式)

(2) 発行日から3ヶ月以内の債権譲受人の印鑑証明書

ただし、書類の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に発注者に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

2 発注者は、提出された請求書等の内容を確認の上これを受理し、所定の手続を経て債権譲受人の指定口座に工事請負代金を支払うものとする。

(保証事業会社の金融保証による融資の実行報告)

第12条 本制度における保証事業会社による金融保証を受けた場合は、債権譲渡人は、公共工事金融保証証書の写しを発注者に速やかに提出するものとする。

(不適用要件)

第13条 藤枝市入札参加資格停止措置要綱(平成25年藤枝市告示第178号)による入札参加停止措置を受けた債権譲渡人は、入札参加停止通知日以後の当該年度中、本制度を適用できないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、別に定める。

この要領は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日以降の契約分から適用する。

工事履行報告書

建設工事名	〇〇〇〇工事		
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予 定 工 程 % ()は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
年		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

〇〇市長 殿

請負者
(譲渡人) 住所
氏名

実印

(譲受人) 住所
氏名

実印

譲渡人(以下、甲という)と〇〇〇(以下、乙という)間で締結の 年 月 日
付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債
権を乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第〇条第〇項ただし書に規定する承諾を賜
りますよう御依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国官
会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号)に従い、本譲渡
債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余
剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されるこ
とを申し添えます。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払および部分払いは、貴殿によ
る御承諾以降は請求しません。

記

1. 建設工事名

2. 建設工事場所

3. 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

— (2) 前払金額 金 円

— (3) 中間前払金額 金 円

及び部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] _____ 御中
[乙] _____ 御中

年 月 日付けで申請のあった公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第〇条第〇項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払及び部分払いは、本承諾以降は請求できないものとする。

記

- 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。
- 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。
- 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。
- 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

固

確定日付印欄	承諾番号

融資実行報告書

年 月 日

〇〇市長 殿

(甲) 譲渡人 住所
借入人 氏名 実印

(乙) 譲受人 住所
貸付人 氏名 実印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 建設工事名
2. 建設工事場所
3. 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[承諾番号]

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名
〇〇銀行▲▲本支店
2. 預金の種別、口座番号
××預金×××××××
3. 口座名義
(ふりがな)
××××

支払状況・支払計画書

年 月 日

御中

発注者名

建設工事名

契約金額

印

該当する番号に○をつけてください。

工事代金支払項目		全所要数量				支払済み			支払予定			支払先	
下請工種又は資材名		全所要金額				月日	金額		月旬	金額		(名称/所在地/電話)	
1下請代金	2資材代金											<名称>	
					千円							<所在地>	
					千円							<電話>	
1	2											<名称>	
					千円							<所在地>	
					千円							<電話>	
1	2											<名称>	
					千円							<所在地>	
					千円							<電話>	
1	2											<名称>	
					千円							<所在地>	
					千円							<電話>	
合計又は次業繰越高													

(ご注意)

・支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。

上旬:1~10日 中旬:11日~20日 下旬:21~月末

工事請負代金請求書

年 月 日

〇〇市長 殿

(債権譲受人) 住所
氏名

実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

一. 請求金額

金 _____ 円

ただし、〇〇工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	¥ _____
(2) 前払金受領済額	¥ _____
(3) 中間前払金受領済額 及び部分払金受領済額	¥ _____
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(5) 今回請求金額	¥ _____

二. 承諾番号

三. 支払口座等

- 振込希望金融機関名
〇〇銀行▲▲本支店
- 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
- 口座名義
(ふりがな)
××××
- 請求者の連絡先
住所
電話
ファックス

地域建設業経営強化融資制度に係るチェックリスト

建設工事名 _____

請負者 _____

申請書類の受領 (_____ 年 _____ 月 _____ 日) [工事担当課確認欄]

1. 債権譲渡の対象工事		
	(1) 定められている基準を満たしている。	
2. 申請書類		
(1) 債権譲渡承諾依頼書 (第2号様式)		
	①債権譲渡承認依頼書の書式が指定の様式であるか。	
	②承諾依頼書の日付の確認。	
	③工事契約の工事名、工期と合致するか。	
	④工事請負契約は解除されていないか。	
	⑤譲受人は (一財) 建設業振興基金から債務保証を受けられる団体であるか。	
	⑥請負者、請負代金額、前払金、既部分払金額、債権譲渡額を確認。	
	⑦譲渡人及び譲受人の印影を印鑑証明書で確認。	
(2) 債権譲渡契約証書 (参考様式に準拠)		
	①内容が参考様式に準拠した契約証書であるか。	
	②譲渡人、譲受人が第2号様式と一致するか。	
	③第1条第1項 (1) ~ (7) が第2号様式と一致するか。	
	④譲渡人及び譲受人の印影を印鑑証明書で確認。	
(3) 譲渡人及び譲受人の印鑑証明書 (3ヶ月以内)		
(4) 工事履行報告書 (第1号様式)		
	①工事進捗率が2分の1以上であるか。	
(5) 保証人の承諾書 (保証契約約款において必要とされる場合)		



[工事担当課確認欄]

3. 債権譲渡承諾書 (第3号様式) 発行		
	(1) 承諾日と確定日が同日であることを確認し、承諾書を3通作成、2部を交付。	



[工事担当課確認欄]

4. 融資実行の報告 (譲受人から譲渡人へ融資が実行されたとき)		
(1) 融資実行報告書 (第4号様式)		
	①譲渡人、譲受人、譲渡債権の表示が第2号様式と一致するか。	
	②支払状況・支払計画書 (第5号様式) の写しが添付されているか。	



請求書の受領 (_____ 年 _____ 月 _____ 日) [工事担当課確認欄]

5. 工事請負代金の請求書類		
(1) 工事請負代金請求書 (第6号様式)		
(2) 債権譲受人の印鑑証明		
但し、3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に市に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができる。		

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、
年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 建設工事名

(2) 建設工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

- 2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第7条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

- 2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。
- 3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。
- 4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。
- 5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。
- 6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第12条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

○○○

□□ □□ 実印

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等の事務の流れ

出納室	工事担当課	請負者
	(請負者への対応、指導等) 〔(1)債権譲渡承諾依頼書(第2号様式) (2)債権譲渡契約証書の写し (3)工事履行報告書(第1号様式) (4)譲渡人・譲受人の印鑑証明書(3ヶ月以内)〕 (1)～(4)の受付(書類①)	〔(1)債権譲渡承諾依頼書(第2号様式) (2)債権譲渡契約証書の写し (3)工事履行報告書(第1号様式) (4)譲渡人・譲受人の印鑑証明書(3ヶ月以内)〕 (1)～(4)の提出
	↓ チェックリスト(第6条別表)により確認 ↓ 承諾・不承諾の決定	承諾・・・債権譲渡人へ通知(第3号様式) 不承諾・・・債権譲渡人に速やかに連絡
(融 資 実 行)		
	〔(1)融資実行報告書(第4号様式) (2)支払状況・支払計画書(様式第5号)の写し〕 (1)～(2)の受付(書類②)	〔(1)融資実行報告書(第4号様式) (2)支払状況・支払計画書(様式第5号)の写し〕 (1)～(2)の提出
債権者を債権譲受人に変更	書類①とともに、契約書等と一緒に整理・保管	
(工 事 完 成)		
	〔(1)工事請負代金請求書(第6号様式) (2)債権譲受人の印鑑証明(3ヶ月以内)〕 (1)～(2)の受付(書類③)	〔(1)工事請負代金請求書(第6号様式) (2)債権譲受人の印鑑証明(3ヶ月以内)〕 (1)～(2)の提出
書類③により支出依頼	出納室へ書類③を送付	

※ 譲渡人が保証事業者による金融保証を受けた場合は、工事担当課が「公共工事金融保証証書の写し」の受付を行い、契約書等と一緒に整理・保管しておくこと。

地域建設業経営強化融資制度の概要

